

最低工賃の改正決定に関する公示

栃木労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、栃木県衣服製造業最低工賃（平成21年栃木労働局最低工賃公示第1号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和7年3月21日

栃木労働局長 川口 秀人

第3号の表中、次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じた金額欄に掲げる金額を次のように改める。

品目	工程	規格	金額
男子 背広 既上 製衣 洋服	ボタン付け	小ボタン（4つ穴） 根巻きなし	1個につき 12円
	わき裏まつり （わきの一部 分について行 うものに限 る。）	針目が3センチメ ートル間隔に5針 以上	1枚につき 48円
	すそ裏まつり （すそ裏の一 部分について 行うものに限 る。）	針目が3センチメ ートル間隔に5針 以上	1枚につき 55円
	パンツ止め	2本糸で×印し つけ止め	1か所につき 10円
婦既 人製 ・洋 子服 供	見返し星入れ	針目が3センチメ ートル間隔に3針 以上	10センチメー トルにつき 18円
	肩パット付け	2個1組	1組につき 40円

附 則

この公示は、令和7年4月21日から効力を生ずる。